

是正又は改善を要する事項

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	平五小第一児童クラブ、平五小第二児童クラブ、平五小第三児童クラブ、平五小第四児童クラブ 平五小第一児童クラブ、平五小第二児童クラブ、平五小第三児童クラブ、平五小第四児童クラブ	
監査実施年月日	令和8年2月5日(木)	
事項	内容	根拠
職員の健康診断について	事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に医師による健康診断を行わなければならない。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条 運営指針第4章6